

新神戸トンネルの移管にあたり、引継式を実施します

新神戸トンネルについては、より利用しやすい料金体系の実現、利用者・市民の利便性の向上、並びに一般道路等の渋滞緩和などのため、平成 24 年 10 月 1 日に、神戸市道路公社（理事長 松浦厚）から阪神高速道路株式会社（代表取締役社長 山澤俱和）へ移管され、阪神高速道路ネットワークに編入されます。

移管に先立ち、関係機関代表者による引継式を実施いたします。

1. 日時

平成 24 年 9 月 28 日（金曜） 13 時から

2. 場所

市役所 1 号館 15 階 第 2 応接室（報道関係者の傍聴可。12 時 50 分開場）

3. 出席者（予定・敬称略）

神戸市長

矢田 立郎

神戸市道路公社 理事長

松浦 厚

阪神高速道路株式会社 代表取締役社長

山澤 俱和

新神戸トンネル位置図



4. 移管の目的・効果等

(1) 新神戸トンネル移管の目的

新神戸トンネルは、阪神高速北神戸線と神戸線を連絡するネットワークの一部としての機能を有していますが、阪神高速道路と連続して利用する場合に阪神高速道路と新神戸トンネル双方の料金を支払う必要がありました。

阪神高速道路と新神戸トンネルを連続して利用しやすくなるよう、これまでも阪神高速が乗り継ぎ割引を実施するなど取り組んできましたが、このたび、新神戸トンネルを阪神高速道路ネットワークに編入することで、より利用しやすい料金体系となります。

(2) 新神戸トンネルを移管することによる効果

ア) 利便性の向上

阪神高速道路と一体の料金体系になりますので、特に阪神高速北神戸線や神戸線と新神戸トンネルを連続して利用する場合に利用しやすい料金となります。

イ) 道路ネットワークの有効活用

渋滞情報や規制情報が一元化されますので、渋滞時や災害時に他路線に迂回したり、他路線から迂回するといったことがより迅速に行われ、ネットワークとして有効に機能します。

ウ) 渋滞の緩和

新神戸トンネルや北神戸線がより利用しやすくなることで交通の分散化、円滑化が図られ、並行する一般道路（国道 428 号等）や阪神高速神戸線の渋滞緩和などの効果も見込まれます。

エ) 神戸経済の活性化

利便性が向上することにより、市域の内陸部と都心部のアクセスが向上し、地域経済の活性化や神戸港の国際競争力の強化などにもつながります。

(3) 新神戸トンネル移管の経緯

昭和 5 1 年 5 月	新神戸トンネル供用開始（対面 2 車線）
昭和 6 3 年 1 1 月	第 2 新神戸トンネル供用開始（4 車線化）
平成 6 年 4 月	阪神高速道路北神戸線と直結（箕谷ランプ）
平成 1 8 年 3 月	新神戸トンネルⅡ期（南伸部）供用開始
平成 2 4 年 3 月 2 1 日	新神戸トンネルの移管に関する事業変更の同意申請（阪神高速→神戸市）
平成 2 4 年 6 月 2 2 日	神戸市議会における同意議決
平成 2 4 年 6 月 2 9 日	事業変更の許可（国土交通大臣→阪神高速）

5. 移管後の料金等

- ア) 新神戸トンネルの料金を阪神高速の対距離制（500～900円）に組み入れます。
- イ) これに伴い、車両の料金区分が変更になります。

①32号新神戸トンネルのみ（箕谷出入口～国道2号出入口）をご利用いただく場合の料金

（単位：円）

移管前	車種	軽自動車等	普通車	大型車（Ⅰ）	大型車（Ⅱ）
	E T C車 現金車	400	600	950	2,200
移管後	車種	普通車		大型車	
	E T C車	500		1,000	
	現金車	600		1,200	

②32号新神戸トンネルと他の阪神高速道路を連続でご利用いただく場合の料金

（単位：円）

移管前	車種	軽自動車等	普通車	大型車（Ⅰ）	大型車（Ⅱ）
	E T C車 現金車	600～1,000 1,300	800～1,200 1,500	1,350～2,150 2,750	2,600～3,400 4,000
移管後	車種	普通車		大型車	
	E T C車	500～900		1,000～1,800	
	現金車 ^{注3)}	900 （7号北神戸線と新神戸トンネルを連続利用した場合のみ）		1,800 （7号北神戸線と新神戸トンネルを連続利用した場合のみ）	

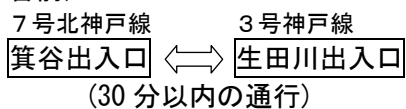
注1) 軽車両等（50cc超～125cc以下の第二種原動機付自転車）は、引き続き32号新神戸トンネルのみ通行可能で、他の阪神高速道路はご通行できません。料金は50円で、現金でのご利用のみとなります。

注2) E T C車の料金は、西線内々利用割引等が適用された後の料金です。

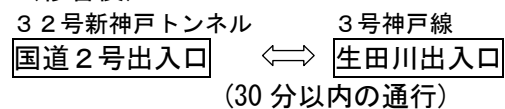
注3) 現金車は、現行同様3号神戸線と32号新神戸トンネルを乗り継いだ場合でも、連続利用に該当しません。

- ウ) E T C車は、32号新神戸トンネルと3号神戸線との連続利用が可能で、乗継出入口が変更になります。

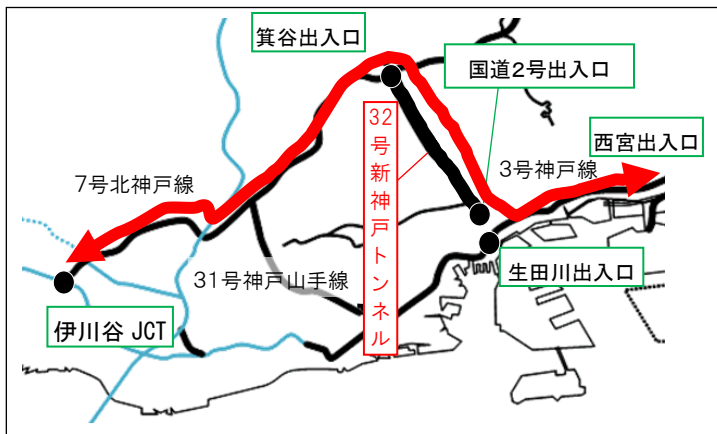
（移管前）



（移管後）



<参考> 7号北神戸線⇄32号新神戸トンネル⇄3号神戸線の3線を連続利用したE T C車（普通車）の料金例（伊川谷 JCT～西宮出入口のご利用の場合）



移管前料金	1,100円
阪神高速料金 (31.0km)	500円 ^{注4)}
新神戸トンネル料金 (8.5km)	600円

移管後料金	800円
阪神高速料金 (39.5km)	800円 ^{注5)}

注4) 移管前の割引後の料金
注5) 移管後の割引後の料金